（44）西大路通からの「左大文字」

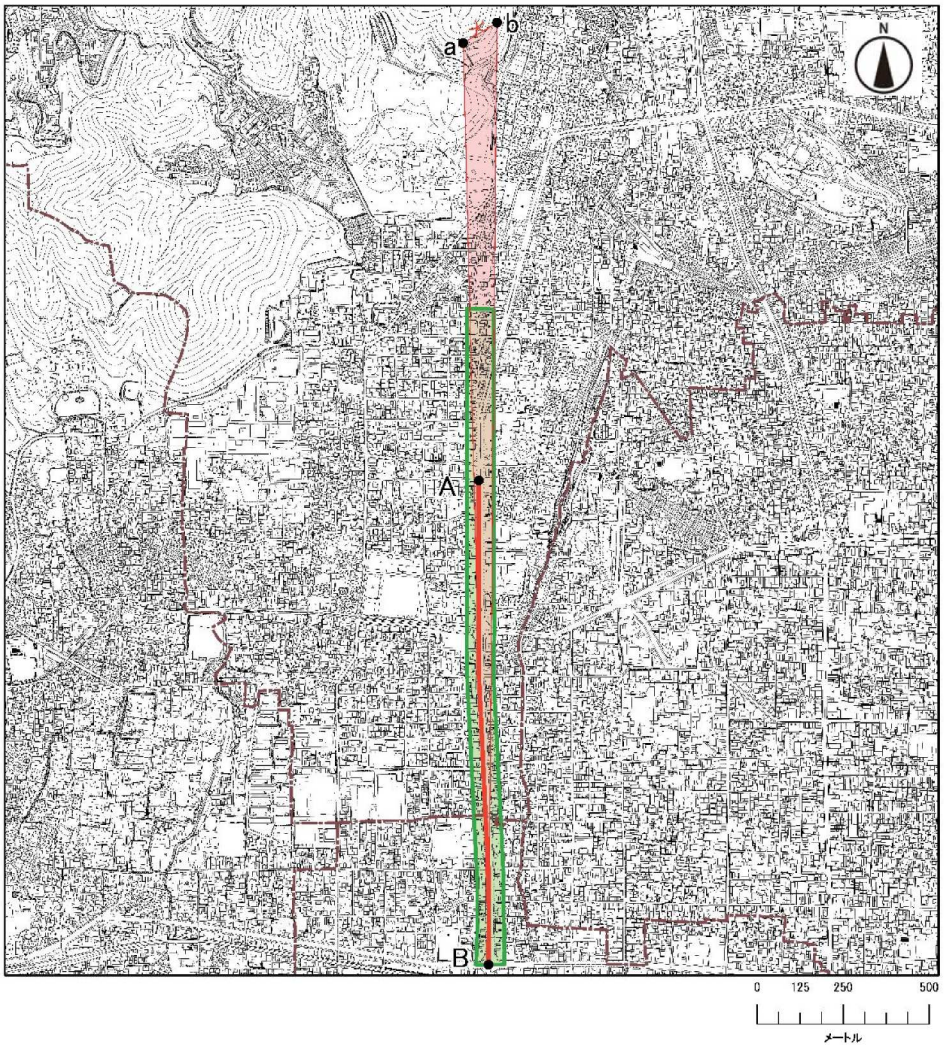

●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
	視点場	平野神社前付近の交差点の点Aから円町交差点の点Bまでの西大路通
	眺望空間保全区域	視対象となる「左大文字」の底辺上に位置する点a及び点b並びに視点場上の任意の点に高さ1.5mを加えて得られる点の3点を頂点とする三角形の面（標高面）を水平に投影した範囲
	近景デザイン保全区域	視点場の点Aから真北へ500mの位置から視点場の点Bまでの西大路通の境界線等からの水平距離が25m以内の範囲

●保全区域の基準

眺望空間保全区域			• 建築物等の各部分は，区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。
近景デザイン保全区域	1　建築物等は，西大路通から眺める「左大文字」及びその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2　建築物等は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
	形態・意匠	屋根	• 勾配屋根とすること。
			• 塔屋を設けないこと。 • 建築物等の各部は，「左大文字」及びその周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないとともに，西大路通の優れた沿道景観を形成するものとすること。
	色彩		• 建築物等の外壁，屋根等の色彩は，禁止色を用いないこととし，山並みとの調和に配慮したものとすること。
	その他		• 「左大文字」への眺めの保全に支障となる建築設備，工作物等を設けないこと。